

コーポレート・ガバナンス

住友ゴムグループは、株主をはじめすべてのステークホルダーに期待され信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針としています。この方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、経営全般の効率性を確保するとともに、グループ経営の強化および社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を目指しています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社の形態を採用しており、取締役、株主総会および会計監査人のほか、以下の機関を設置しています。

取締役会は、経営上の重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っています。2016年3月30日現在で取締役は11名、うち社外取締役は3名の体制としています。

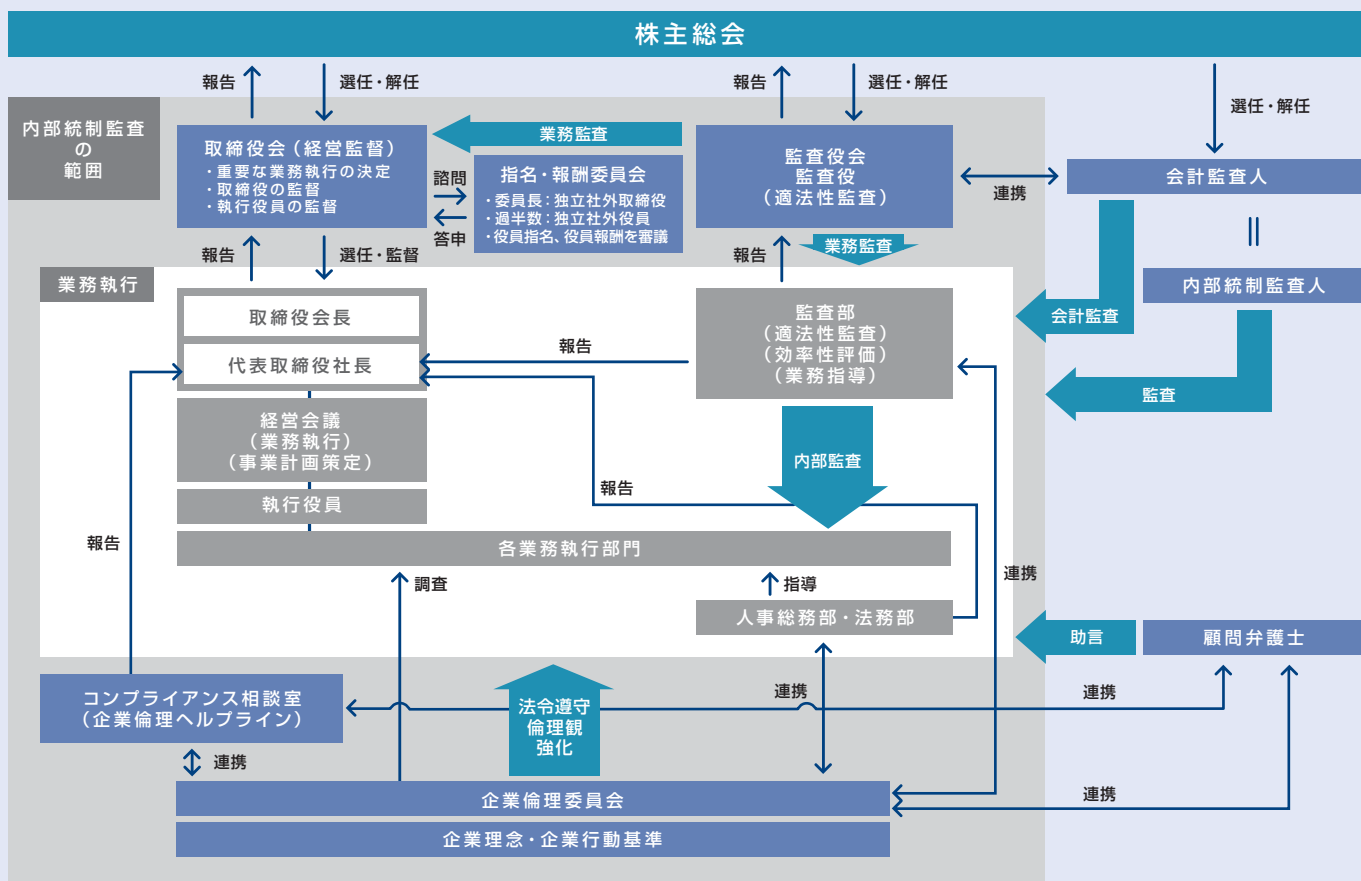
監査役は、独任制の機関として取締役の職務執行の監査を行っています。2016年3月30日現在で監査役は5名の体制としています。監査役5名の中から2名を常勤監査役として選定し、常

勤監査役は社内の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類の確認を行っています。

監査役会は監査役全員で構成しており、経営監査機能強化の観点から、監査役5名のうち3名は社外監査役とし、公正で客観的な監査を行うことができる体制としています。

上記の会社法上の機関に加え、社内取締役と社長の指名した執行役員で構成する経営会議を設置し、常勤監査役の出席のもとで、経営上重要と思われる事項の審議もしくは報告を通じて、迅速な経営判断を行っています。

また、経営の監督と執行の分離を進め、各事業の責任と権限を



明確化し、環境変化に即応するスピーディな経営体制をとることを目的として、2003年3月より執行役員制を導入しています。2016年3月30日現在で執行役員は25名、うち取締役を兼務しない執行役員は17名となっています。

さらに、役員の指名や報酬決定において客観性・透明性を確保すべく、取締役会の諮問機関として、独立社外役員を過半数とし、委員長を独立社外取締役が務める任意の「指名・報酬委員会」を2016年から設置し、さらなる企業価値の向上を図っています。

監査役監査、内部監査および会計監査の状況

各監査役は、監査役会が定めた監査計画・方針に基づき、取締役会等重要な会議への出席、取締役や内部監査部門等からの職務状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、本社および主要な事業所、子会社への往査を行うとともに、会計監査人とも適宜連携を取って業務を遂行しています。

内部監査部門として、社長直轄の監査部（12名体制）を設置しています。また、監査役の業務を補助するため監査役付スタッフとして専任1名を置いています。監査部は、監査方針、年間内部監査計画等に基づき、各部署および関係会社の業務執行状況について、有効性・効率性およびコンプライアンス等の適切性の観点から、本社および主要な事業所、子会社への往査を行い、グループ全体の監査を行っている他、財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。内部監査の結果および改善のための提言は、代表取締役社長に報告されるとともに監査役会にも報告され相互連携を図っています。また、会計監査人とも適宜連携を取って業務を遂行しています。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。

なお、監査役のうち野口紀之、佐々木保行は、相当の期間、経理・財務を担当し、また村田守弘は公認会計士および税理士の資格を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外取締役および社外監査役

2016年3月30日現在、当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。

取締役の高坂敬三は、2015年に開催した取締役会14回すべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な知見を活かし、客観的見地から有益な提言や意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

取締役の内桶文清は、2015年に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、住友電気工業（株）における取締役としての経験等を活かし、企業経営全般に対し有益な助言や意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

2016年3月30日に開催された株主総会で新たに選任され就任した取締役 村上健治は、大和ハウス工業（株）において代表取締役社長として企業経営に関与した経験を通じ、企業経営に関する豊富な知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任しています。

監査役の加護野忠男は、2015年に開催した取締役会14回、監査役会12回すべてに出席し、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と豊富な見識を活かし、客観的見地から取締役の業務執行に対して意見表明を行っており、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

監査役の村田守弘は、2015年に開催した取締役会14回、監査役会12回すべてに出席し、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する相当程度の知見と、カゴメ（株）における非常勤の監査役としての監査業務の経験を活かし、社外監査役として客観的見地から取締役の業務執行に対して意見表明を行っており、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

監査役の赤松哲治は、2015年に開催した取締役会14回、監査役会12回すべてに出席し、（株）キンレイにおいて取締役社長として、また（株）コージェネテクノサービス（現（株）クリエイティブテクノソリューション）において監査役として企業経営に関与した経験があり、企業経営に関する豊富な見識を有していることから、当社の監査体制の強化に資するものと判断し、選任しています。

当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたっては当社独自の独立役員の独立性に関する判断基準を踏まえ、一般株主との間で利益相反の生じる恐れはないと認められる者を選任しています。

役員報酬

2015年12月期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)				支給人員
		基本 報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	505	382	—	123	—	9名
監査役 (社外監査役を除く)	48	48	—	—	—	2名
社外役員	41	41	—	—	—	5名

- (注) 1. 支給人員は延べ人員を記載しています。
 2. 2015年12月期末時点の人員は取締役11名、監査役5名です。
 3. 取締役および監査役の報酬等の限度額は、2015年3月26日開催の第123期定時株主総会において、取締役については年額800百万円以内(うち社外取締役分は年額70百万円以内)、監査役については年額100百万円以内と決議いただいています。なお、当期は、取締役11名に対して522百万円、監査役5名に対して72百万円を支給しています。

報酬の総額が一億円以上である者の報酬等の総額

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別総額 (百万円)				報酬等の 総額 (百万円)
			基本 報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
池田 育嗣	取締役	住友ゴム 工業(株)	72	—	31	—	103

役員報酬等の額またはその算定方法の決定方針

当社は取締役および執行役員の報酬の構成を基本報酬および賞与としています。基本報酬は、職位や担当する職務内容、責任・会社業績などを総合的に勘案した上で決定しており、取締役報酬については株主総会において承認された報酬額の枠内で支給し、賞与は、会社業績および職務遂行に対する業績評価に基づき配分額を決定しています。

監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で、監査役の協議により決定し、支給しています。

株式報酬でのインセンティブ付けは行っていませんが、役員持株会を通じた自社株取得の奨励や、賞与において中長期計画の達成状況を勘案するなど、当社の持続的な成長につながるようなインセンティブ付けを行っています。中長期的な業績と連動する報酬や株式報酬については、株主との対話を通じ、当社にとって最適な導入時期や形態等の検討を引き続き進めていきます。

取締役および執行役員の報酬は、独立社外役員を過半数とする「指名・報酬委員会」で客観的かつ公平に検討し、取締役会への答申を経て決定しています。

内部統制システム

内部統制システムの整備の状況

当社は「会社法」に基づく「内部統制システム」の整備に関する基本方針を取締役会で決議し、公表しています。また、「金融商品取引法」および金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社および子会社の財務報告の適正性を確保するための体制の強化を図っています。

コンプライアンス体制

当社は、「企業行動基準」の一つである「社会的規範の遵守」を基に「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行う」ことを指針として、コンプライアンスの徹底、浸透を図っています。コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすため、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本として、2003年2月に「企業倫理取り組み体制に関する規定」を制定しました。さらに同規定に基づき、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、年4回の委員会開催を通じ当社のコンプライアンス体制の強化を図っています。併せて、企業倫理ヘルプライン(相談窓口)として、社長直轄の「コンプライアンス相談室」を設置し、社内で問題が発見された場合には、相談者が不利益を被らないよう十分配慮した上で、「企業倫理委員会」を中心に事実関係の調査を進める体制を整えています。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を得るなど、適法性に留意しています。

リスク管理体制

当社の事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、リスク管理規定に基づき、それぞれの担当部署において事前にリスク分析、対応策を検討し、経営会議等で審議しています。リスク分析・対応策の検討にあたっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求めています。組織横断的なリスクについては、当社管理部門の各部署が、それぞれの所管業務に応じ関連部署と連携しながら、全社的対応を行っています。

また、当社はリスク管理規定に基づきリスク管理委員会を設置しており、年2回開催する同委員会にて、全社のリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認しています。重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、危機管理規定に基づき、社長が危機管理本部を設置します。